

文京区子育てサポーター認定制度

令和6年度第2回 スタンダードサポーター認定研修

【募集中】



「子ども・子育て支援新制度」シンボルマーク

文京区社会福祉協議会
文京区

申込期限：令和6年12月19日(木) 必着

■ 文京区子育てサポーター認定制度とは

文京区と文京区社会福祉協議会が協働で実施する、地域の子育て世帯をサポートする人材の育成を目的とした制度です。

子育てサポーターの認定を受けた方に、「ファミリー・サポート・センター事業」（次ページ参照）や、「地域子育て支援拠点事業」など地域団体による子育て支援活動の担い手としてご活躍いただくことで、地域の子育て世帯をサポートしていきます。

文京区子育てサポーター認定研修のしくみ

①のベーシック研修修了後、興味のある活動にあわせて②、③の研修を受講することが可能です。

今回は①②の研修を通して実施する「スタンダードサポーター研修」となります。

既に①を修了した方が、②の部分のみ受講しスタンダードサポーターの認定を受けることも可能です。

①ベーシック研修(2.5日)

子育て支援に関する基礎となる研修。修了後にファミリー・サポート・センターの提供会員として活動することを想定したカリキュラム。

- 子育て支援員 基本研修
- 救命講習
- ファミリー・サポート・センター事業説明

②スタンダード研修(1.5日)

相手宅での預かりに必要な知識を習得するための研修。**依頼会員宅預かりの活動を想定したカリキュラム。**

- 訪問型保育について

③居場所研修(2.5日)

子育て支援拠点、子育てサロン、子ども食堂など、**地域の子どもの居場所での活動を想定したカリキュラム。**

- 子育て支援員 地域子育て支援コース（地域子育て支援拠点事業）
- 地域団体でのボランティア実習
- 実習の振り返り

■ スタンダードサポーター認定研修とは

『文京区子育てサポーター認定制度』の基礎となる研修に訪問型保育の研修を加えた研修です。期待される役割や子どもへの関わり方を理解し、子育て支援に関する基礎的な知識・原理・倫理及び訪問型保育の知識を修得することを目的としています。

子育て支援員(下記参照)となるための基本研修と本認定研修独自のカリキュラム(救命講習、訪問型保育について、ファミリー・サポート・センター事業について)で構成されています。

修了した方には文京区から「子育て支援員基本研修」修了証明書が、文京区社会福祉協議会から「スタンダードサポーター」認定証が、それぞれ発行されます。

加えて、別に実施する研修を受講することで「居場所サポーター」として認定されます。

「子育て支援員制度」とは

国の実施する全国共通の制度です。地域での子育て支援の仕事に関心を持ち、各事業等に従事することを希望する方に対し、必要な知識や技能等を修得するための研修を実施するものです。

本『ベーシックサポーター認定研修』を受講することで、子育て支援員制度の基本研修カリキュラムを修了できます。受講後に、文京区から子育て支援員基本研修の修了証明書を交付します。

参考

ファミリー・サポート・センター事業について

ファミリー・サポート・センター事業は、国の「地域子ども・子育て支援事業」の一つで、子育ての援助を受けたい方（依頼会員）と子育ての援助ができる方（提供会員）が、地域の中で子育ての相互援助活動を行う会員制の事業です。

研修修了後、提供会員として登録していただいた方は、

「保育施設の保育開始前、終了後の送迎・預かり」

「学校の放課後または学童クラブ終了後の送迎・預かり」

「お子さんの習い事等の送迎」

といった、活動ができます。

※提供会員に登録できるのは20歳以上で原則文京区在住の方です。

※提供会員に小学生以下の子供がいる場合、その子供と一緒に依頼会員の子供を一緒に保育することはできません。

■ 募集要項

1. 対象者

20歳以上の区内在住・在勤・在学で、研修修了後に以下のいずれかの活動を希望する方

- ①ファミリー・サポート・センター事業の提供会員としての活動（原則区内在住者のみ）
- ②地域団体による子育て支援拠点事業の担い手としての活動
- ③その他、区内での子育て支援活動

※既に修了した方の再受講はできません。

2. 研修内容

研修内容は下表のとおりです。

日	午 前	午 後	備 考
1日目	子ども・子育て家庭の現状 子どもの家庭福祉 保育の原理	子どもの発達 子どもの障害	子育て支援員 基本研修カリキュラム
2日目	対人援助の価値と倫理 児童虐待と社会的養護 総合演習	救命講習（実技）	
3日目	訪問型保育の実際 保育技術	子どもの健康管理 子どもの事故と安全	スタンダードソーター カリキュラム
4日目	家庭での子育て支援 年齢別保育のポイント	子どもの「食」について ファミリー・サポート・センター事業	

※今後、科目や時間割の変更等が生じる場合があります。

3. 日程及び会場

研修日程・会場は下表のとおりです。

日	日 時		研修名	会 場
1日目	2月 1日 (土)	9:00～15:45	子育て支援員基本研修 カリキュラム	貞静学園短期大学 (小日向1-26-13)
2日目	2月 2日 (日)	9:00～12:30 13:30～16:30		
3日目	2月 5日 (水)	9:30～17:00	スタンダードソーター カリキュラム	文京区民センター (本郷4-15-14)
4日目	2月 6日 (木)	9:30～17:00		

※今後、科目や時間割の変更等により終了時間が変更となる場合があります。

※子育て支援員基本研修免除の方は、2月 2日13:30開始の救命講習から受講となります。

4. 募集定員

30人

*定員を超過した場合は抽選となり、受講できない場合があります。

*受講の可否は、令和7年1月上旬までに郵送で通知いたします。

5. 参加費用

無料

*会場への往復の交通費及び昼食代等は、自己負担となります。

6. 申込方法及び申込書等提出先

以下の提出書類を、下記の窓口か簡易書留郵便でご提出ください。

《提出書類》

(1)受講申込書

(2)本人確認書類

運転免許証、健康保険証など①**氏名**②**生年月日**③**住所**が確認できるものの
写し

※①～③が裏面に記載されている場合は必ず裏面の写しも添付してください。

※健康保険証の被保険者等記号・番号やマイナンバーなど①～③以外の
個人情報は黒塗りしてください。

ご不明な点がありましたら、お問い合わせください。

(3)受講免除証明書類(該当者のみ)

保育士資格等をお持ちで受講免除を受けたい方は各種証明書類が必要です。
詳細は次ページ「8. 受講免除」を参照してください。

(4)証明書類(該当者のみ)

区内在住以外の方は、職員証や学生証等の写し

《提出先》

〒113-0033 東京都文京区本郷4-15-14 文京区民センター4階
文京区社会福祉協議会 ささえあいサポート係

7. 受講申込期限

申込期限：令和6年12月19日(木) 必着

8. 受講免除となる方と必要書類

氏名変更等により必要書類の氏名が本人確認書類の写しと異なる場合は、必ず戸籍抄本も添付してください。

(1) 子育て支援員基本研修カリキュラムの免除または一部免除の対象になる方

■以下の資格のいずれかをお持ちの方

資格証明書等の写しを添付することで、本研修の子育て支援員基本研修カリキュラム部分の受講を免除することができます。

・保育士

・社会福祉士

・幼稚園教諭、看護師、保健師の有資格者で子どもと関わる業務(保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなど)に携わっている方

■既に他の自治体等で実施した子育て支援研修の修了証明書をお持ちの方、または一部科目を修了している方

修了証明書等の写しを添付することで、免除または一部免除することができます。

(2) 救命講習の受講免除対象になる方

ベーシックサポーター認定研修で救命講習を受講した方は、救命講習が免除になる場合がありますので、受講申込書の裏面をご確認ください。

9. 認定証等の発行

本研修を受講することで、スタンダードサポーター認定証及び子育て支援員基本研修の修了証明書を発行します。

なお、子育て支援員基本研修カリキュラムに未履行科目がある場合は、受講科目分の修了証書を発行します。

10. 個人情報の取り扱い

受講申込書に記載された個人情報については、適正な管理を行い、本事業の運営以外の目的に利用することはありません。

■ 実施主体

本スタンダードセンター認定研修の実施主体は、文京区及び文京区社会福祉協議会です。

○研修カリキュラムは、文京区から委託を受けた「学校法人 貞静学園」及び文京区社会福祉協議会から委託を受けた「公益社団法人 全国保育サービス協会」が実施します。

○救命講習は、他の専門機関により実施します。

お問い合わせ先

(1)子育てセンター認定制度、ファミリー・サポート・センター事業については
文京区社会福祉協議会 ささえあいサポート係
〒113-0033 文京区本郷四丁目15番14号 文京区民センター4階
電話：03-3812-3043 / FAX：03-5800-2966

(2)子育て支援員制度については
文京区子ども家庭部 子育て支援課 子ども施策推進担当
〒112-8555 文京区春日一丁目16番21号 シビックセンター5階
電話：03-5803-1256 / FAX：03-5803-1345